

## 無国籍の削減に関する条約

作成 1961 年 8 月 30 日、ニューヨークにおいて

効力発生 1975 年 12 月 13 日 (本条約第 18 条に依る)

典拠 国連文書 A/CONF.9/15. 1961

締約国は、

1954 年 12 月 4 日、国際連合総会によって採択された決議 896 (IX) に従って行動し、

国際文書によって無国籍を削減することが望ましいことを考慮し、以下の通り合意した。

### 第 1 条

1 締約国は、その領域内で生れた個人で、そのままでは無国籍になる者に対して、その国籍を与えなければならない。この国籍は以下の原則によって、与えられなければならない。

(a) 出生時に、法の適用によって、又は、

(b) 国内法に規定するところにより、その者によって又はその者を代理して、適当な機関に対して提出された申請に基づいて、本条の 2 の諸条件に従うことを条件として、この申請は拒否されてはならない。

1(b)に基づく国籍付与を考慮する締約国は、その国内法上が規定する年齢時で及びその国内法の条件に従って法律の実施による国籍付与を考慮することができる。

2 締約国は、以下の 1 又は 2 以上の条件に従うことを条件として、本条 1(b) に基づきその国籍を与えることができる。

(a) 申請は、締約国によって指定された、早くとも 18 歳時に始まり遅くとも 21 歳時に終る期間内に提出されること。ただし、当該個人は、本人自身が申請できる少なくとも 1 年の期間は、法的許可の取得を必要とせずに申請の提出を許容されなければならない。

(b) 当該個人は、締約国によって指定される期間、締約国の領域に常居所を有すること。ただし、その指定期間は申請の提出に直接に先だつ期間が 5 年を越えてはならず、総計で 10 年を越えてはならない。

(c) 当該個人が国家安全保障に対する犯罪歴がないか、又は、刑罪として 5 年以上の禁固を宣告されていないこと。

(d) 当該個人が常に無国籍であったこと。

3 本条 1(b) 及び 2 の規定にかかわらず、締約国の領域内において嫡出子として生れた子で、その母が当該国の国籍を有する者は、出生の時に当該国の国籍を取得するものとする。ただしその他の条件によれば無国籍でなくなる場合は別とする。

4 締約国は以下の条件以外の場合においては無国籍になる者で、申請の提出のための年齢を越えているか、又は必要な居住条件をみたしていないという理由で、その者が生れた領域の締約国の国籍を取得できない者に対して、出生時に両親の一方の国籍が右記の締約国の国籍であった場合、その国籍を与えなければならない。両親がその者の出生時に同一の国籍を有しなかった場合、その者の国籍は父の国籍に従うか母の国籍に従うかという問題は、当該締約国の国内法によって決定される。この国籍の申請が要請される場合、申請は国内法に規定されるところにより、申請者によって、又は申請者の代理として、適当な機関に対してなされなければならない。本条の5の規定に従うことを条件として、この申請は拒否されてはならない。

5 締約国は、以下の1又は2以上の条件に従うことを条件として、本条の4の規定に従ってその国籍を与えることができる。

(a) 申請は、23歳以上で、締約国が指定する年齢に達する前に、提出されること。

(b) 当該個人が、締約国の領域内に3年を越えないで、締約国が指定する申請提出に直接に先だつ期間、常居所を有すること。

(c) 当該個人が常に無国籍であること。

## 第2条

締約国の領域内で発見された遺棄された児童は、反証が存在しない限り、当該国の国籍を有する両親のその領域内で、生れたものとみなされなければならない。

## 第3条

本条約に基づく締約国の義務を決定する目的上、船舶又は航空機内の出生は、その船舶が掲げる国旗を有する締約国の領域内又は航空機が登録されている締約国の領域内でなされたものとする。

## 第4条

1 締約国は、その領域外で生れ、かつ、以下の条件以外の場合においては無国籍になる者に対して、その出生時に両親の一方の国籍が当該締約国の国籍である場合、その国籍を与えなければならない。

両親が当該個人の出生時に同一の国籍を有しなかった場合、その者の国籍は父の国籍に従うか母の国籍に従うかという問題は当該締約国の国内法によって決定される。本項の条件に従って付与される国籍は、次の根拠によって与えられなければならない。

(a) 出生の場合、法律の実施によって、又は、

(b) 国内法によって規定される手続により、当該個人によって、又はその者を代理して、適当な機関に対して提出された申請に基づいて、本条2の条件に従うことを条件として、この申請は拒否されてはならない。

2 締約国は、以下の1又は2以上の条件に服することを条件として、本条の1の条件に基づく国籍を付与することができる。

(a) 申請は、申請者が、締約国の指定する年齢であって23歳以上に達する前に、提出されること。

(b) 当該個人が締約国の領域内に、締約国の指定する申請提出に直接に先だつ期間であって3年を越えない期間、常居所を有すること。

(c) 当該個人が国家安全保障に対する犯罪歴がないこと。

(d) 当該個人が常に無国籍であったこと。

## 第5条

1 締約国の法律が婚姻、婚姻の終了、嫡出性の承認、認知、養子縁組のような個人の身分における変化の結果として国籍の喪失を伴う場合、この喪失は他の国籍の所有又は取得を条件としなければならない。

2 締約国の法律のもとにおいて、非嫡出の子が養子と認められた結果として、その国の国籍を失う場合、その者が適当な機関に書面による申請によって、その国籍を回復する機会を与えなければならない。この申請を規律する条件は本条約の第1条の2に定められた条件より厳格であってはならない。

## 第6条

締約国の法律が国籍の喪失又は剥奪の結果としてその者の配偶者又は子の国籍喪失を規定している場合、この喪失は他の国籍の所有又は取得を条件としなければならない。

## 第7条

1(a) 締約国の法律が国籍の放棄を許す場合、その放棄は当該個人が他の国籍を所有又は取得しないかぎり国籍の喪失という結果を生ずるものであってはならない。

(b) 本項の(a)の条件は、1948年12月10日に国際連合総会が承認した世界人権宣言の第13条及び第14条にいう諸原則に矛盾する場合に適用してはならない。

2 外国への帰化を求める締約国国民は、その者が当該外国の国籍を取得するか又はその取得の保証を与えられない限り、その国籍を失うことはない。

3 本条4及び5の規定に従うことを条件として、締約国の国民は、出国、外国での居住、登録の失敗又は同様の理由に基づいて、国籍を失って無国籍になることはない。

4 帰化した者は、その者が権限ある機関に国籍を維持する意志を申告しない場合、当該締約国の法律によって特に定められる継続した7年以上の期間、外国に居住したことを理由として、国籍を失うことがある。

5 締約国の領域外で生れた締約国国民の場合は、その当該締約国の法律は、その者が成人に達してから1年の満期後のその者の国籍の保持を、その時点では当該国の領域内に居住していること、又は適当な機関に登録していることを条件とすることができる。

6 締約国の国籍の喪失が一個人を無国籍にする場合、本条に規定されている条件下の場合を除いては、国籍の喪失が本条約の他のいずれの規定によっても明示的に禁止されていなくとも、その者は当該締約国の国籍を喪失することはない。

## 第8条

1 締約国は、国籍の剥奪が一個人を無国籍にする場合は、その者から国籍を奪ってはならない。

2 本条1の規定にもかかわらず、一個人は、以下の場合において、締約国の国籍を剥奪されることがある。

(a) 第7条4及び5の規定に従って、ある者が国籍を失うことが許容される条件のもとにおいて。

(b) 国籍の取得が虚偽の表示、又は詐欺によって取得された場合。

3 本条1の規定にもかかわらず、締約国は署名、批准又は加入の時に、その時点での国内法に存在する理由であって次のような理由の1又は2以上に関する権利の保持を明確にする場合、その締約国は、その者の国籍を奪う権利を保持することができる。

(a) その者が、締約国に対する忠誠義務に相反して、

(i) 締約国の明示の禁止を無視して、他の国の兵役に就き、又はその兵役に就き続けたか、あるいは他の国から給与を受領し、又は継続して受領したこと。又は、

(ii) 国家の重大な国益を深刻に害するような行為を行ったこと。

(b) 当該個人が、他の国に対する忠誠について宣誓を行ったか、もしくは正式な宣言をしたか、又は締約国に対する忠誠を拒否するという本人の決意の明白な証拠を与えたこと。

4 締約国は、当該個人に対して裁判所又は他の独立した機関による公正な審問をうける権利を与える法律に基づくのでない限り、本条の2又は3によって許容される剥奪の権限を行使することはできない。

## 第9条

締約国は、人種、民族もしくは宗教上の、又は政治的理由に基づいて、いずれの個人又は諸個人から国籍を奪うことはできない。

## 第10条

1 領域の移譲を規定する締約国間のすべての条約は、何人も当該移譲の結果として無国籍にならないことを確保するよう意図された規定を含まなければならない。締約国は、本条約

の当事国でない国との間の締結されるいずれの条約もこの種の規定を含むことを確保するよう最大の努力をしなければならない。

2 この種の規定が存在しない場合、領域の移譲を受け、又はさもなければ領域を取得する締約国は、以下の取扱い以外では移譲又は取得の結果として無国籍となる者にその国籍を付与するものとする。

#### 第 11 条

締約国は、第 6 番目の批准書又は加入書の寄託後速やかに、本条約の利益を請求する者が、その請求の審査及びその請求を適当な機関に提出する場合の援助を申請する組織を国際連合の枠内で設立することを促進しなければならない。

#### 第 12 条

1 本条約の第 1 条 1 又は第 4 条 1 の規定に従って出生時に法律の実施によって国籍を与えることをしない締約国に関しては、第 1 条の 1 又は第 4 条 1 規定は、事情に応じて、本条約の効力発生後に生まれた者と同様にその効力発生前に生れた者にも適用しなければならない。

2 本条約の第 1 条 4 の規定は、その効力発生後に生れた者と同様にその効力発生前に生れた者にも適用しなければならない。

3 本条約の第 2 条の規定は、当該締約国について本条約の効力が生じた後に、同締約国の領域内で発見された遺棄された児童にのみ適用しなければならない。

#### 第 13 条

本条約は、現在もしくは将来施行されるいずれの締約国の法律に含まれることのある、又は現在もしくは将来施行される 2 もしくはそれ以上の多数の締約国間の条約、又は協定に含まれることのある無国籍の削減に 1 層貢献するいかなる規定にも影響を与えないものと解釈されなければならない。

#### 第 14 条

本条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であって、他の方法によって解決することができないものは、いずれの紛争当事国の要請により国際司法裁判所に提出されるものとする。

#### 第 15 条

1 本条約は、いずれの締約国もその国際関係について責任を有するすべての非自治地域、信託地域、植民地、及び他の非本国領域にたいしても適用するものとする。すなわち、当該締約国は、本条 2 の条件に従って、署名、批准又は加入の時に、非本国領域又は本条約がその署名、批准又は加入の結果として適用される領域を宣言しなければならない。

2 国籍の適用上、非本国領域が本国領域と一体として扱われない場合、あるいは非本国領域に条約適用ためには当該非本国領域の事前の同意が締約国又はその非本国領域の憲法又は憲法的慣行によって要請されている場合、当該締約国はこの条約に署名した日から 12 ヶ

月の期間内に、非本国領域の必要な同意を確保する努力をしなければならない。この同意が得られた場合、締約国は国際連合の事務総長に通告するものとする。この条約は、事務総長が通告を受領した日から、この通告という領域に適用するものとする。

3 本条2にいう12ヵ月の満期後、当該締約国は、事務総長に対して、その締約国がその国際関係に関して責任を有する非本国領域であって本条約の適用についての同意が保留されることのあるその非本国領域との協議の結果を通知するものとする。

## 第16条

1 本条約は、1961年8月30日から1962年5月31日までに、国際連合の本部において署名のため開放される。

2 この条約は、以下の国のため、署名のために開放される。

(a) 国際連合のすべての加盟国

(b) 将来の無国籍の除去又は削減に関する国際連合の会議に出席を招請された他のいずれの国

(c) 国際連合総会が署名又は加入の勧誘を申し入れたいずれの国

3 本条約は批准されなければならない、加入書は国際連合事務総長に寄託されなければならない。

4 本条約は本条2にいう国による加入のため開放されなければならない。加入は国際連合事務総長に加入書を寄託することによって効力を生ずる。

## 第17条

1 署名、批准又は加入の時に、いずれの国も第11条、第14条又は第15条に関して、留保をすることができる。

2 この条約に対する他のいかなる留保をすることもできない。

## 第18条

1 本条約は、第6番目の批准書又は加入書の寄託の日より2年後に効力を生ずるものとする。

2 第6番目の批准書又は加入書の寄託後、本条約を批准し、又は加入する各国に関しては、本条約は、当該国が批准書又は加入書を寄託した日から90日目の日、又は本条約が本条1の規定に従って効力を生ずる日のいずれかの遅い日に効力が生ずるものとする。

## 第19条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に宛てた書面による通告によって、いつでも本条約を廃棄することができる。この通告は事務総長が受理した日より1年後に、当該締約国について効力が生ずる。

2 第15条の規定に従って、本条約は締約国の非本国領域に適用してる場合、当該締約国は、その後いつでも、その非本国領域の同意を得て、国際連合事務総長に対して、当該非本国領域に関して別個に本条約を廃棄することを通告できる。廃棄は事務総長がこの通告を受理した日から1年後に効力を生ずる。事務総長はすべての他の締約国に対してこの通告及びその受理した日を通知するものとする。

## 第20条

1 国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及び第16条にいう非加盟国に以下の特定事項について通告する。

- (a) 第16条の下における署名、批准及び加入
- (b) 第17条の下における留保
- (c) 条約が第18条に従って効力が発生した日
- (d) 第19条のもとにおける廃棄

2 国際連合事務総長は、遅くとも第6番目の批准書又は加入書の寄託の後に、第11条に従って、第11条に言及された組織の設立の問題について総会の注意を喚起する。

## 第21条

本条約は、その効力発生日の日付をもって国際連合事務総長によって登録される。

以上の証拠として、以下に署名した全権委員は本条約に署名した。

1961年8月30日、ニューヨークにおいて、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語、及びスペイン語により本書1通を作成した。本書は国際連合に寄託するものとし、その認証膳本は、国際連合事務総長が国際連合のすべての加盟国及び本条約の第16条にいう非加盟国に送付するものとする。